

第1章 道路交通の安全

1 道路交通環境等の整備

項 目	(1)「人」優先の生活道路等の整備	種 別	① 自動車の速度の抑制および幹線道路から生活道路への通過交通の排除
-----	-------------------	-----	-----------------------------------

所管 福井県警察本部（交通規制課）

生活道路を中心に、最高速度規制、道路標識・道路標示の適切な配置、歩道や路側帯等の設置・拡幅等により、歩行者や自転車等の安全確保を図る。

項 目	(1)「人」優先の生活道路等の整備	種 別	② 通学路等における歩道整備等の推進
-----	-------------------	-----	--------------------

小学校、幼稚園、保育所および児童館等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路を中心に歩道の設置、既設歩道の拡幅、歩行者用照明等の設置を実施する。

所管 福井県土木部（道路保全課）

児童等の安全・安心な通行を確保するため、歩道の設置や既設歩道の拡幅・段差解消、その他交通安全施設等の整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩道・自歩道整備	2,000m	718,700	交通安全施設等整備事業
自転車安心通行帯整備	5,000m		
交差点改良	1 式		
道路照明設置	1 式		
防護柵設置	1 式		
その他	1 式	718,700	
合 計			

※事業費は H28 年度 4 月現計

所管 国土交通省福井河川国道事務所

安全で快適な歩行空間および通学路空間を確保するための歩道・自転車歩行者道整備を推進する。

種別/区分	事業量
歩道整備	6 箇所
合計	6 箇所

所管 福井県土木部（道路建設課・高規格道路推進課）

道路事業において、道路の改良に合わせて歩道を整備する。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩 道	12 箇所	6,043,600	(道路改築費含む)

項 目	(1) 「人」優先の生活道路等の整備	種 別	③ 歩行者空間のバリアフリー化												
高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、バリアフリー対応型信号機等の整備を面的に整備しネットワーク化を図る。 <u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> バリアフリー法という生活関連経路を構成する道路を中心として、音響式信号機、経過時間表示機能付き歩行者用灯器、歩車分離式信号等の導入を推進する。															
項 目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	① 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進												
<u>所管 国土交通省福井河川国道事務所</u> 事故ゼロプランに基づき、重点的に事故対策を実施する。さらに、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、事故発生 of 要因について、関係機関等との現地立会、調査を実施し、安全施設の整備を含めた所要の対策を講ずることにより再発防止を図る。 <table><tr><td>種別/区分</td><td>事業量</td></tr><tr><td>交差点改良</td><td>3 箇所</td></tr><tr><td>線形改良</td><td>1 箇所</td></tr><tr><td>区画線設置</td><td>1 式</td></tr><tr><td>防護柵設置</td><td>1 式</td></tr><tr><td>標識改修</td><td>1 式</td></tr></table>				種別/区分	事業量	交差点改良	3 箇所	線形改良	1 箇所	区画線設置	1 式	防護柵設置	1 式	標識改修	1 式
種別/区分	事業量														
交差点改良	3 箇所														
線形改良	1 箇所														
区画線設置	1 式														
防護柵設置	1 式														
標識改修	1 式														

項 目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	② 事故危険箇所対策の推進
-----	------------------------	-----	---------------

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、信号機の新設・高度化、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置および防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

所管 福井県土木部（道路保全課）

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、歩道整備や区画線、道路標識、その他交通安全施設等の整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費（千円）	摘要
歩道・自歩道整備	2,000m	718,700	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ（再掲）
自転車安心通行帯整備	5,000m		
交差点改良	1 式		
道路照明設置	1 式		
防護柵設置	1 式		
その他	1 式		
区画線設置・補修	1 式	119,350	区画線整備事業
道路標識設置・補修	1 式	10,000	道路標識整備事業
合 計		848,050	

※事業費は H28 年度 4 月現計

項 目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	③ 歩行者、自転車、自動車など異種交通の分離の促進
-----	------------------------	-----	---------------------------

高規格幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。

所管 福井県土木部（道路保全課）

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、歩道整備や自転車走行環境整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費（千円）	摘要
歩道・自歩道整備	2,000m	718,700	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ（再掲）
自転車安心通行帯整備	5,000m		
交差点改良	1 式		
道路照明設置	1 式		
防護柵設置	1 式		
その他	1 式		
合 計		718,700	

※事業費は H28 年度 4 月現計

項目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	④ 高速自動車国道における事故防止対策の推進
----	------------------------	-----	------------------------

高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、交通混雑期における渋滞対策、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

所管 中日本高速道路(株)

1 総合的な事故防止対策の施策の集中的実施

安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、高機能舗装、凹凸型注意喚起路面標示の整備を推進する。さらに逆走による事故防止のための標識や路面標示、野生動物の進入防止のための立入防止柵の整備を推進する。

種別／区分	事業量
高機能舗装	33km・車線
凹凸型注意喚起路面標示	39km
逆走対策	2 箇所
立入防止柵	0.4km

また事故や故障による停止車両の早期移動、運転者・同乗者への迅速な避難誘導を行い、二次災害の防止を図る。

2 安全で快適な交通環境づくり

過労運転やイライラ運転の防止につながる安全で快適な走行環境を確保するため、舗装改良、事故や故障による停車車両の早期移動、渋滞対策、休憩施設の混雑解消などを推進する。またインターネットなど情報通信技術を活用した道路交通情報の即時提供を行うなど、お客様サービスの向上を推進する。

3 高度情報技術を活用したシステムの構築

道路ご利用のお客様の多様なニーズに応え、お客様への適切な道路交通情報などを提供するための ITS スポットやインターネットなど情報通信技術を活用して道路交通情報の即時提供を行うなど、お客様サービスの向上を推進する。またスマートインターチェンジの整備など、既存の高速道路の有効活用に向けた施策を推進する。

所管 西日本高速道路(株)

1 100%の安心・安全の確保

高速道路の交通事故削減を図るため、各交通安全運動期間に休憩施設および料金所で高速道路交通警察隊等関係機関と協力し、交通安全啓発活動を展開する。

また、横断幕、懸垂幕およびトイレの掲示板等により、安全啓発活動を実施する。

ロードキル対策を実施する。

2 事故削減に向けた総合的施策の集中的実施

事故や故障による停止車両の早期撤去、運転者、同乗者への迅速避難誘導等を行い、二次災害の防止を図る。

舞鶴若狭自動車道交通安全施設等整備

種類/区分	事業量	事業費（千円）
雪氷対策費	1式	128,900
合計		128,900

項目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種別	⑤ 信号灯器のLED化など交通安全施設の高度化
----	------------------------	----	-------------------------

所管 福井県警察本部（交通規制課）

信号機の改良等により道路交通の安全を確保するため、設置場所の交通実態等に応じて、複数の信号機を面的、線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等を推進するとともに、視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。

項目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種別	⑥ 道路の改装等による道路交通環境の整備
----	------------------------	----	----------------------

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、バイパスの整備や既存道路の拡幅、道路空間の再分配、交差点改良等の道路の改築事業を推進する。

所管 福井県土木部（道路建設課・高規格道路推進課）

種別/区分		事業量	事業費（千円）
一般国道	道路改築	9箇所	1,322,030
主要地方道	道路改築	3箇所	2,248,735
一般県道	道路改築	5箇所	2,965,235
合計		17箇所	6,536,000

所管 福井県土木部（道路保全課）

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、道路空間の再配分（歩道の拡幅）や交差点改良等を行う。また、長距離運転や過労運転に伴う交通事故を防止するため、ドライバーの休息施設となる道の駅の整備を推進する。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩道・自歩道	2,000m	718,700	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ（再掲）
自転車安心通行帯整備	5,000m		
交差点改良	1 式		
道路照明設置	1 式		
防護柵設置	1 式		
その他	1 式		
合 計		718,700	

※事業費は H28 年度 4 月現計

所管 国土交通省福井河川国道事務所

バイパス事業を推進し、交通の円滑化を図る。

事業名	事業量	摘要
国道 158 号永平寺大野道路	L = 5.3 km（永平寺 IC～上志比 IC）橋梁、改良工事、舗装工事等を推進	平成 28 年度暫定 2 車線供用予定
国道 158 号大野油坂道路	L = 5.5 km（大野 IC～大野東 IC（仮称））調査設計、測量等を推進	
	L = 14.0 km（大野東 IC（仮称）～和泉 IC（仮称））用地取得及び橋梁、改良工事等を推進	
	L = 15.5 km（和泉 IC（仮称）～油坂出入口（仮称））調査設計、用地取得を推進	
国道 8 号福井バイパス	L = 5.4 km（あわら市笹岡～坂井市丸岡町玄女）用地補償、及び改良工事を推進	
国道 161 号愛発除雪拡幅	L = 4.5 km（敦賀市疋田～駄口）調査設計を推進	
国道 417 号冠山峠道路	L = 3.7 km（福井県今立郡池田町田代～県境）トンネル工事等を推進	
	L = 4.1 km（県境～岐阜県揖斐郡揖斐川町奥山）トンネル工事等を推進	

所管 福井県土木部（都市計画課・道路建設課）

都市内道路の改良に伴う道路環境の整備を図る。

種別/区分		事業量	事業費(千円)	摘 要
道 路 改 築	県 事 業	3 箇所	273,000	
	小 計	3 箇所	273,000	
連続立体交差	県 事 業	1 箇所	2,248,203	
	市 町 事 業	—	—	
	小 計	1 箇所	2,248,203	
区 画 整 理	県 事 業	—	—	
	市 町 事 業	1 箇所	332,069	
	小 計	1 箇所	332,069	
合 計	県 事 業	4 箇所	2,332,203	
	市 町 事 業	1 箇所	332,069	
	合 計	5 箇所	2,664,272	

所管 福井県農林水産部（森づくり課）

森林基幹道および森林管理道等の新設される林道について、特に必要と認められる区間については、交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、防護柵、道路反射鏡および警戒標識、規制標識などを整備する。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘 要
森林基幹道事業	2,540m	679,034	防護柵等
森林管理道事業	545m	109,668	防護柵等
合 計	3,085m	788,702	

項 目	(2) 幹線道路等における交通安全対策の推進	種 別	⑦ 災害に備えた道路交通環境の整備
-----	------------------------	-----	-------------------

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。

所管 福井県土木部（道路保全課）

豪雨、豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、橋梁の耐震対策や道路斜面の防災対策、防雪対策等を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
橋梁補修・耐震対策	1 式	1,354,950	橋梁補修事業
道路防災対策	1 式	1,071,088	道路災害防除事業
防雪・消雪対策	1 式	771,066	雪寒道路事業
合 計		3,197,104	

※事業費は H28 年度 4 月現計

所管 福井地方気象台

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との情報共有や ICT の活用等に留意し、主に次のことを行う。

1 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

2 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、防災情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対しては、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達する。また、報道機関等の協力により道路利用者へ周知する。

(2) 緊急地震速報（予報および警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報および警報）、津波警報・注意報、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達する。また、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

3 気象知識の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会を開催する。

項 目	(3) 交通安全施設整備の推進	種 別	① 信号機等老朽施設の更新 や長寿命化の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> 整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、中長期的な視点に立った信号機等老朽施設の更新、施設の長寿命化およびライフサイクルコストの削減等を推進する。			
項 目	(3) 交通安全施設整備の推進	種 別	② 交通管制システムの充実 等による安全で快適な道路 交通環境等の実現
<u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> 1 情報通信技術（ICT）等を用いて、人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率および快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）を引き続き推進する。 2 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保および道路利用者等への道路交通情報を提供するため、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の整備を推進する。 <u>所管 北陸総合通信局</u> 1 高度道路交通システム（ITS）の推進 高度道路交通システム（ITS）に関して、車車間・路車間通信を用いた安全運転支援システムや、歩行者等の小さな対象物を検知可能なレーダーシステムの普及、高度化を引き続き推進する。 2 コミュニティ放送局開設の促進 コミュニティ放送局は、市町村の一部区域を対象に行うFM放送局で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や、商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与できるもので、今後も周波数事情が許す限り開設を促進する。 <u>所管 中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)</u> 1 スマートウェイの推進 ETCの通信技術をベースとしたITSスポットの活用によるスマートウェイの推進を図るとともに、ITSスポットの活用により、ETCに加え、広範囲の渋滞データで適切なルート選択を可能とするダイナミックルートガイダンス、ドライブ中のヒヤリをなくす事前の注意喚起を実現する安全運転支援などのサービスを実現する。			

項 目	(4) 総合的駐車対策の推進	種 別	① 地域住民の要望を踏まえた駐車規制の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> 地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、適切・妥当な駐車規制を推進する。			
項 目	(4) 総合的駐車対策の推進	種 別	② 交通実態に応じた秩序ある駐車場の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> 道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴い、より良好な駐車秩序を確立するため、時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と道路の区間ごとの交通環境や道路構造の特性等の場所的視点の両面から現行規制の見直しを行い、駐車場の効用にも十分配慮して、個々の時間および場所に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。			
項 目	(4) 総合的駐車対策の推進	種 別	③ 違法駐車締め出し気運の醸成・高揚
<u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u> 違法駐車を排除し駐車秩序の向上を図るため、交通事故を誘発したり、交通障害となる危険性・迷惑性の高い駐車違反の指導取締りを強化するとともに、行楽期や冬期間等において、関係機関・団体および地域交通安全活動推進委員と連携を密にし、官民一体となった広報啓発活動を推進する。			
項 目	(4) 総合的駐車対策の推進	種 別	④ 違法駐車対策の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u> 運転者の責任を追及できない放置駐車車両については、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令を行うとともに、繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の適用を積極的に行い、使用者の責任を追及する。 他方、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。			
項 目	(5) 効果的な交通規制の推進	種 別	① 道路の特性に応じた速度抑制対策の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> 実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、速度規制の引上げ、規制理由の周知等を計画的に推進するとともに、生活道路における速度抑制対策を積極的に推進する。			

項 目	(5) 効果的な交通規制の推進	種 別	② 交通規制情報のデータベースを活用した効果的な交通規制の実施
<u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> 交通規制情報のデータベース化を推進し、交通実態の変化に即した効果的な交通規制を実施する。			
項 目	(5) 効果的な交通規制の推進	種 別	③ 地域の特性に応じた交通規制
<u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> 1 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制 計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流や交通量の適切な配分・誘導を図る。 また、路線バス・路面電車等大量公共輸送機関の安全・優先通行を確保するための交通規制を積極的に推進する。 2 災害発生時における交通規制 災害発生時には、被災地域への車両の流入を抑制するとともに被害状況の把握に努め、災害対策基本法の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。			
項 目	(5) 効果的な交通規制の推進	種 別	④ 自動車の検査および点検整備の充実
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> 1 自動車検査の充実 (1) 検査体制の充実 進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、ICT化による自動車検査情報の活用等による検査の高度化を独立行政法人自動車技術総合機構とともに進めるなど、道路運送車両法（昭和26年法律185号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。 (2) 自動車整備事業者に対する指導監督の強化 近年、ペーパー車検や不正改造車への保安基準適合証の交付など悪質な不正が目立っていることから、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。 2 自動車点検整備等の推進 (1) 点検整備の推進 自動車のより安全な運行を目的とし、自動車点検基準を関係者に対し周知するとともに保守管理意識の高揚、点検整備の適切な実施の推進を図る。また、「自動車点検整備推進運動」の展開、整備管理者研修、整備主任者研修等を通じて車両管理の指導を行い、車両故障に起因する事故の防止を図る。 (2) 不正改造車両等の排除 道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族の不正改造車や過積載等を目的とした不正な二次架装や大型トラックの速度抑制装置（スピードリミッタ）の解除などの違法行為に対しては厳正に対処するとともに不正改造車排除のための体制を強化し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援および自動車関係団体の協力の下に「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進、関係者への指導、不正改造防止について、自動車使用者および自動車関係事業者等の認識を高める。 また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車をはじめとした整備不良			

車両および基準不適合車両の排除等を推進する。なお、指定自動車整備事業者による不正事案が増加傾向にあり、特に近年ではペーパー車検や不正改造車への保安基準適合証の交付など悪質な不正が目立っていることから、道路運送車両法の一層的確な運用に努め、不正の根絶を図る。

(3) 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するため、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により整備要員の技術の向上を図る。

また、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用について説明等のニーズに対応するため、今後も一級自動車整備士制度の活用を推進する。

3 自動車不具合情報収集の強化

自動車の設計・製造の起因する不具合について、自動車使用者や警察からの情報の収集に努めるとともに、自動車販売会社に寄せられた不具合情報の収集および情報の適切な処理がなされているか確認のため立入検査を強化する。

4 自動車アセスメント情報の提供等

自動車の車種ごとの衝突安全性能等に関する比較情報等を公正中立な立場でとりまとめ、これを自動車ユーザーに定期的に提供する自動車アセスメント事業を独立行政法人自動車事故対策機構とともに推進する。

具体的には自動車の衝突安全性能の総合評価および歩行者頭部保護性能・制動性能の評価、チャイルドシートの安全性能比較評価を行い公表することで、ユーザーが安全な製品選びをし易い環境の整備を推進するとともに、自動車メーカー等におけるより安全な製品の開発促進を図る。このほか、自動車の安全装置の正しい使用方法等の一般情報や車種ごとの安全装置の装備状況も拡充し、充実した自動車アセスメント情報をユーザーに提供する。

所管 近畿経済産業局

1 交通安全関係用品の安全性の確保および向上

乗車用ヘルメットの安全性の確保について、利用者の生命または身体に対する危害の発生を防止するという観点から、現在、自動二輪車乗車用ヘルメットおよび原動機付自転車乗車用ヘルメットを消費生活用製品安全法に規定する特定製品に指定している。これにより、基準に適合しない製品の製造・輸入・販売を禁止している。同法に基づく製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収、立入検査等を通じて、こうした製品の安全性を確保する。

項 目	(5) 効果的な交通規制の推進	種 別	⑤ 交通安全総点検の推進												
交通安全対策の立案に当たっては、地域住民や道路利用者の意見を十分反映させるとともに、地域によって道路環境や交通状況が異なることから、地域の実情を踏まえた道路交通環境の整備を行う。 <u>所管 福井河川国道事務所</u> <u>福井県警察本部(交通規制課)</u> 1 道路交通環境整備への住民参加の促進 安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」および「信号機BOX」（はがき、インターネット等を利用して、運転者等から道路標識、信号機等に関する意見を受け付けるもの）等により寄せられた道路利用者等の意見を道路交通環境の整備に反映する。 2 連絡会議等の活用 警察と道路管理者が設置している「福井県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用して、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。															
項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	① 早期除雪・消雪工事等による雪に強い道路の整備												
消雪パイプやスノーシェッド等の消雪・防雪施設を整備し、冬期間の交通事故防止対策を推進する。 <u>所管 福井県土木部(道路保全課)</u> 冬季の安全な通行を確保するため、消雪施設の整備、道路斜面の防雪対策を行う。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別/区分</th><th>事業量</th><th>事業費(千円)</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防雪・消雪対策</td><td>1 式</td><td>771,066</td><td>雪寒道路事業 (2)⑤の表と同じ(再掲)</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td></td><td>711,066</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※事業費は H28 年度 4 月現計				種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要	防雪・消雪対策	1 式	771,066	雪寒道路事業 (2)⑤の表と同じ(再掲)	合 計		711,066	
種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要												
防雪・消雪対策	1 式	771,066	雪寒道路事業 (2)⑤の表と同じ(再掲)												
合 計		711,066													
項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	② 雪に強い交通安全施設の整備												
<u>所管 福井県警察本部(交通規制課)</u> 着雪防止型の信号機の拡充や、道路標識の大型化等、降雪期においても視認性の高い交通安全施設の整備を促進する。															

所管 国土交通省福井河川国道事務所

冬期間の安全な交通機能を確保するため、除雪車の更新等を行う。さらに、冬タイヤおよびチェーンの未装着車両対策としてチェーン着脱場（国道８号越前市）を検討するとともに大雪の際は警察と連携してタイヤチェックを実施する。

項 目	（６）冬期における交通安全の確保	種 別	③ 除排雪の促進
-----	------------------	-----	----------

気象状況を早期かつ的確に把握し、降積雪・凍結の恐れがある場合には、迅速かつ適切な除排雪作業等を行う。

所管 福井県土木部（道路保全課）

気象情報等により降雪が１０ｃｍ以上（最重点除雪路線については５ｃｍ以上）予想される場合、迅速かつ適切な除雪作業を行う。

また、気温が０℃以下になると予想され、路面が凍結し交通障害の発生が予想される場合、凍結防止剤の散布を行う。

車道除雪延長：約 2,031km（平成 27 年度計画）

うち最重点除雪路線延長：約 343km（平成 27 年度計画）

項 目	（６）冬期における交通安全の確保	種 別	④ 降雪時における交通指導・交通規制
-----	------------------	-----	--------------------

所管 中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)

降雪時において、降雪量が一定基準に至った場合、円滑かつ安全な道路交通を確保するため、雪道用タイヤ未装着車の高速道路への流入を防ぐなどの交通規制を交通管理者の協力を受けながら、迅速かつ的確に実施する。

項 目	（６）冬期における交通安全の確保	種 別	⑤ 路面状況等の情報提供
-----	------------------	-----	--------------

道路利用者のニーズに適切に対応し、交通事故の防止、円滑な冬期道路交通を確保するため、ITS 技術を活用した「冬期情報共有システム（通称：冬期 ITS）」を整備し、道路管理者・公安委員会・事業者間の連携・情報共有を図る。

国土交通省が運営する冬期 ITS や県が運営する「雪みち情報ネットふくい」等で、道路利用者に対して、ホームページ等により道路の画像・センサー情報・規制状況等、積雪による路面状況等の情報を提供する。

所管 福井県土木部（道路保全課）

県のホームページ「雪みち情報ネットふくい」で、冬期間、道路利用者に道路静止画像や路面温度、積雪量等の情報を提供する。

道路静止画像：75 箇所（平成 27 年度計画）

路面温度：38 箇所（平成 27 年度計画）

積雪量：37 箇所（平成 27 年度計画）

所管 国土交通省福井河川国道事務所

冬期 ITS により道路利用者に対して路面監視カメラ映像、気象データ、通行規制情報をインターネットで提供するとともに、各道路管理者や県警察本部および気象台により構成する福井県道路情報連絡室により一元化された道路交通情報を定期的にマスコミを通じて提供する。

項 目	(6) 冬期における交通安全の確保	種 別	⑥ 冬期間における安全運転の啓発
-----	-------------------	-----	------------------

所 管 福井県安全環境部（県民安全課）

降雪期に備えて、年末の交通安全県民運動等を中心に、スピードダウン、路上駐車禁止、また、降雪活動中の交通確保等、雪道における安全運転の広報・啓発を行う。

所管 福井県土木部（道路保全課）

県のホームページ「雪みち情報ネットふくい」やテレビ、ラジオ、新聞等で、除雪作業や除雪に対する協力・注意事項等について、広報・啓発を行う。

所管 国土交通省福井河川国道事務所

冬道走行車両に対する冬装備の必要性の啓発や安全走行を促すための注意喚起として、新聞広告および道路情報版、路側放送により啓発を行う。また、関西圏のトラック協会へチェーン装備等の要請や関西および中京からの道路利用者へのリーフレット配布等により啓発を行う。

項 目	(7) 交通事故が起きにくい環境づくり	種 別	① 車の走行情報のビッグデータを活用した通学路の危険箇所の改善
-----	---------------------	-----	---------------------------------

所管 福井県安全環境部（県民安全課）

交通事故発生状況の詳細な分析結果や急ブレーキ多発情報等に関するビッグデータを有効に活用するとともに、交通安全推進連絡協議会等の関係機関団体が相互に連携を図ることにより、通学路における交通事故を未然に防止するための各種対策を効果的に進める。

項 目	(7) 交通事故が起きにくい環境づくり	種 別	② 自転車安心通行帯等の整備促進																						
<u>所管 福井県土木部（道路保全課）</u> 自転車が安全で快適に走行できる道づくりを進めるため、自転車専用通行帯や自転車が走行可能な幅の広い歩道である自転車歩行者道の整備等を促進する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別/区分</th><th>事業量</th><th>事業費（千円）</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歩道・自歩道整備</td><td>2,000m</td><td rowspan="5">718,700</td><td rowspan="5">交通安全施設等整備事業</td></tr> <tr> <td>自転車安心通行帯整備</td><td>5,000m</td></tr> <tr> <td>交差点改良</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>道路照明設置</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>防護柵設置</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1 式</td><td rowspan="2">718,700</td><td rowspan="2"></td></tr> <tr> <td>合 計</td><td></td></tr> </tbody> </table> ※事業費は H28 年度 4 月現計				種別/区分	事業量	事業費（千円）	摘要	歩道・自歩道整備	2,000m	718,700	交通安全施設等整備事業	自転車安心通行帯整備	5,000m	交差点改良	1 式	道路照明設置	1 式	防護柵設置	1 式	その他	1 式	718,700		合 計	
種別/区分	事業量	事業費（千円）	摘要																						
歩道・自歩道整備	2,000m	718,700	交通安全施設等整備事業																						
自転車安心通行帯整備	5,000m																								
交差点改良	1 式																								
道路照明設置	1 式																								
防護柵設置	1 式																								
その他	1 式	718,700																							
合 計																									
項 目	(7) 交通事故が起きにくい環境づくり	種 別	③ 交通安全実践事業所による交通事故抑止活動の推進																						
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 県内の民間企業・団体から募集した交通安全実践事業所が「従業員の交通安全教育」、「家庭への交通安全の呼びかけ」、「地域での啓発活動」などの交通安全活動を職場ぐるみで推進することにより、交通事故のない「安全で安心な福井」の実現を目指す。																									
項 目	(7) 交通事故が起きにくい環境づくり	種 別	④ 適正な道路使用許可に基づく道路交通の確保																						
<u>所管 福井県警察本部（交通規制課）</u> 工作物の設置や道路工事等のための道路の使用および占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し安全かつ円滑な交通を確保するために適正な運用を図るとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。																									
項 目	(8) クルマに頼り過ぎない社会づくり	種 別	① カー・セーブ運動の推進																						
過度なクルマ利用を見直し、公共交通機関への転換を図るため、県民、企業等のカー・セーブ運動への参加を促進する。 <u>所管 福井県総合政策部（交通まちづくり課）</u> - カー・セーブデーや相乗りデーの推進 毎週金曜日の「カー・セーブデー」を設けるなど、通勤時のクルマ利用を控える運動を企業等に働きかけることにより、カー・セーブ運動の拡大を図る。 - パーク＆ライド等の利用促進 郊外からの過剰なクルマの流入抑止や市街地での交通混雑を回避するため、パーク＆ライドやパーク＆バス（サイクル）ライド等を推進する。																									

項 目	(8) クルマに頼り過ぎない社会づくり	種 別	② 地域鉄道・バス交通の利用促進
地域公共交通の維持・確保や、北陸新幹線敦賀開業後の新幹線各駅からの二次交通の強化のため、異なる交通事業者の協力関係を促進するとともに、乗継拠点等の基盤整備を推進する。 <u>所管 福井県総合政策部（交通まちづくり課）</u> 1 地域鉄道間やバス・鉄道間の連携 福井鉄道・えちぜん鉄道の相互乗入れの実施とともに、共通1日フリーキップやイベントキップの企画など両鉄道が連携したサービスの提供を継続して実施する。また、福井駅西口広場におけるバスターミナルの設置や福井鉄道駅前線の西口広場への延伸の効果を活かし、バス・鉄道間の乗り継ぎ利便性を高める。 2 運行ダイヤ等の見直し 鉄道、バス事業者による運行ダイヤや運行ルート改善等、地域のニーズを把握し、利用者の利便性の向上を目指す。 3 ICTによる情報提供の強化 県内の公共交通機関の時刻や運賃、乗継情報などを検索できる「ばす・でんしゃナビふくい」の運用やバスの運行状況をリアルタイムに確認できるバスナビゲーションシステムにより、公共交通機関の状況を適切に提供し、利便性を高める。 4 高校生バス通学利便の向上 高校を巡回するバスや雨天時等におけるバス（レイニーバス）の運行等により、高校生のバス通学の利便性向上を図り、クルマによる送迎からの転換を促進する。			
項 目	(8) クルマに頼り過ぎない社会づくり	種 別	③ CO ₂ 排出量の少ない移動手段への転換
<u>所管 福井県安全環境部（環境政策課）</u> 個人の移動にかかるCO₂排出量を「見える化」するアプリのユーザーを増やし、収集した移動情報の分析手法を確立する。			
項 目	(8) クルマに頼り過ぎない社会づくり	種 別	④ 自転車利用の機運醸成
<u>所管 福井県総合政策部（交通まちづくり課）</u> 民間企業と協働し、福井藩主 松平春嶽公が国内で初めて乗車した自転車の復元など自転車文化を発信することにより、自転車利用の機運を高める。			

項 目	(8) クルマに頼り過ぎない社会づくり	種 別	⑤ 自転車の利用拡大
<u>所管 福井県総合政策部（交通まちづくり課）</u> 走行会や交流会等を通じた「福井バイコロジスト」宣言者の拡大やコミュニティサイクルの導入、「自転車の駅」の設置拡大等への支援により、短距離移動でのクルマの利用を抑える「自転車で3キロ運動」を推進する。 ＜福井バイコロジスト宣言の内容＞ ① 3 km以内は自転車を積極的に利用する ② 自転車の交通規則・マナーを守る ③ クルマに乗る時は自転車に配慮する ④ 自転車の利用の輪を広げるための運動に協力する			
項 目	(8) クルマに頼り過ぎない社会づくり	種 別	⑥ サイクリングロードのネットワーク化
<u>所管 福井県土木部（道路保全課）</u> 県内に点在する観光施設や各種施設を自転車で周遊できるよう、既存の道路や河川堤防を活用しながら、案内標識の設置や路面標示などを行うことにより、既存のサイクリングロードを順次ネットワーク化していく。 また、市街地等で自転車利用者の多い箇所については、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図るとともに、既設歩道の段差解消を行うなど、自転車走行環境の整備を推進する。			

2 交通指導・取締り

項 目	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り	種別	① 交通事故分析に基づく交通指導取締り
<u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u> 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を行うとともに、交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。 また、一般道路においては、歩行者および自転車利用者の事故防止ならびに事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた交通指導取締りを推進する。 あわせて、交通事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用およびチャイルドシートの使用に係る交通指導取締りを推進する。			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り	種 別	② 速度違反の取締り
<u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u> 交通事故実態や地域の要望等に基づき、重大事故に直結する著しい速度超過違反の取締りを強化する。 また、幹線道路を重点に速度違反自動取締装置の整備を図る等、効果的な指導取締りを推進する。			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り	種 別	③ 飲酒運転および無免許運転の取締り
<u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u> 飲酒運転および無免許運転については、取締りの実施によって違反常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者の周辺で飲酒運転および無免許運転を助長し、容認している者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転および無免許運転の根絶に向けた取組を推進する。			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り	種 別	④ 自転車利用者に対する指導取締り
<u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u> 自転車の安全利用に向け、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、傘さし運転、携帯電話使用等に対して指導警告を積極的に行うとともに、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせるほか、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反者に対しては、検挙措置を推進する。			

項 目	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り	種 別	⑤ 高速自動車国道等における交通指導取締り
<u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u> 高速自動車国道等においては、軽微な違反行為であっても重大事故に直結する恐れがあることから、交通指導取締りの体制の整備に努め、自動車の流れや交通事故発生状況等の交通実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および自動車の流れの秩序を図る。 また、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反、シートベルト着用義務違反等の取締りを強化する。			
項 目	(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り	種 別	⑥ 暴走族取締り
暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、関係機関・団体が協力し、次の暴走族対策を推進する。 <u>所管 福井県警察本部（交通指導課）</u> 1 暴走族追放機運の高揚および家庭、学校等における青少年の指導の充実 (1) 暴走族追放機運の高揚 報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。 (2) 学校等における青少年の補導 家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進する。 (3) 関係団体等との連携による暴走族の解体等 関係団体等との連携の下に、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を行う。 2 暴走行為阻止のための環境整備 (1) 暴走行為等ができない道路交通環境づくり 暴走族およびこれに伴う群衆の集まる場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等を集まらせないための施設の管理改善等の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が互いに協力し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを推進する。 (2) 事前情報の入手と早期対応 事前情報の入手に努め、集団不法事案に発展する恐れがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じる。 3 暴走族に対する指導取締りの推進 暴走族取締りの体制および装備資機材の充実を図るとともに、集団暴走行為・不正改造車両運転その他悪質事犯に対しては、各種法令を適用して、検挙および補導を徹底する。 また、違法行為を敢行する旧車會（暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者のグループ）に迅速かつ効率的に対処するため、関係都道府県警察との捜査協力を積極的に行う。 4 暴走族関係事犯者の再犯防止 暴走族関係事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている情状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させる等暴走族関係事犯者の再犯防止を図る。 また、暴力団とかかわりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団			

から離脱するよう指導を徹底する。

さらに、暴走族少年の処遇に当たっては、組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた個別・集団処遇の実施を図る。

5 車両の不正改造の防止

暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するため、広報活動の推進および企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。

また、不正改造を行った者に対する責任追及を徹底する。

所管 中部運輸局福井運輸支局

「不正改造を排除する運動」等を通じ、街頭検査において関係機関と連携して不正改造車両の取締りを行う。

また、警察との協力により夜間街頭検査の実施等、保安基準不適合車の排除を推進する。

項 目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進	種 別	① 悪質な交通事故時検討に対する厳正な捜査
-----	----------------------------	-----	-----------------------

所管 福井県警察本部（交通指導課）

飲酒運転等悪質かつ危険な運転行為による死傷事故等については、危険運転致死傷罪等あらゆる法令の適用を視野に入れた厳正な捜査を推進する。

また、ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底するとともに、各種交通鑑識資材に加え、防犯カメラやドライブレコーダー等を効果的に活用し、早期検挙を図る。

項 目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進	種 別	② 捜査体制の充実および捜査能力の一層の向上
-----	----------------------------	-----	------------------------

所管 福井県警察本部（交通指導課）

交通事故事件捜査体制の充実を図るとともに、交差点カメラ等の捜査支援資機材の整備を推進する。

また、研修等により、捜査能力の一層の向上を図る。

項 目	(3) 街頭監視活動の強化	種 別	① 県民参加による交差点等における街頭監視活動の強化
-----	---------------	-----	----------------------------

市町、関係機関・団体による赤色回転灯等を活用した「見せる」街頭監視活動を支援し、県民総ぐるみの交通安全運動を推進する。

所管 福井県安全環境部（県民安全課）

地域の実情にあわせて「街頭活動強化日」を設定し、効果的な街頭活動の強化を図る。

項 目	(3) 街頭監視活動の強化	種 別	② 四季(春・夏・秋・年末)の交通安全県民運動や交通死亡事故多発警報発令時における街頭活動
広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進する。 <u>所管 福井県安全環境部(県民安全課)</u> 四季の交通安全県民運動期間中に「一斉街頭活動日」を設定し、市町、関係機関・団体による集中的かつ効果的な街頭活動を行う。 夏・年末の交通安全県民運動では、北陸三県の統一活動日および統一重点を設定し、北陸三県での意思統一を図る。 また、毎月1・16日を「街頭活動強化日」として、街頭活動の強化を図る。 特に、一定期間に交通事故が多発した場合は、「交通死亡事故多発警報」等を発令し、市町関係機関・団体が相互に協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を行い、早期に交通死亡事故の発生を抑止する対策を推進する。			

3 交通安全教育・啓発

項 目	(1) Save Silver (高齢者 事故の抑止)	種 別	① 高齢運転者対策の充実
幼児から成人に至るまで、段階的かつ体系的な交通安全教育を行うほか、高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を推進する。 <u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> Save Silver（高齢者の事故抑止） 高齢者の交通事故死者に占める割合が高く、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえ、高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会を形成するため、高齢者の運転免許の返納や高齢者の特性を踏まえた交通安全教育を実施する。 1 高齢者の運転免許返納の促進 高齢運転者による死亡事故が多く発生していることから、認知機能や運転技能の低下等に伴い自動車の運転に不安を感じている高齢者に対し、テレビ広報や交通安全教室等を活用して、運転免許の自主返納を促す。 また、免許返納のメリットや返納手続きの流れを紹介する高齢運転者向け交通安全教室実施する。 2 免許返納した高齢者に対するサポートの充実 市町や公共交通機関、各種事業者等に対して、運転免許を自主返納した高齢者に対する支援の呼びかけを行い、高齢免許返納者サポート制度の充実を図る。 3 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図るとともに、他の年齢層に高齢運転者に対する保護意識を高める運転者教育を推進する。 <u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 高齢者講習および更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、実車講習や可搬型運転操作検査器を活用した運転適性診断等の参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 また、ドライブレコーダーを活用した個別の交通安全指導により、加齢に伴う身体機能の変化について理解を促すほか、指導結果を踏まえ、個々の運転特性に応じた個別の体験型講習を実施する。			
項 目	(1) Save Silver (高齢者 事故の抑止)	種 別	② 高齢者に対する交通安全 教育の充実
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 関係団体、交通ボランティア、医療機関・福祉施設関係者等が互いに協力して、高齢者の集まる場所への出前型交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育・福祉活動、各種イベント等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。 また、母親の立場から、地域および家庭での適切な助言等を行う交通安全活動や高齢者を中心に、子ども、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流の促進に努める。			

1 高齢者向け参加・体験・実践型交通安全教室の実施

高齢者が集まりやすい公民館等の集いにおいて、安全に道路を横断するための実践的な指導（安全な横断要領、飲酒した時の横断の危険性等）、交通安全意識を継続させる交通安全マスコットづくり、交通安全寸劇等の参加・体験・実践型交通安全教室を実施する。

特に、薄暮の時間帯や夜間に道路横断中の高齢者が事故にあうケースが多いことから、横断歩行者トレーナー等の安全教育資機材を有効に活用した交通安全教育を実施する。

2 地域・家庭における交通安全教育・啓発

地域において高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ、特別養護老人ホーム等における交通安全部会の設置、シルバー交通安全推進員等の養成等を推進する。

所管 福井県警察本部（交通企画課）

特に、薄暮時間帯や夜間に道路横断中の高齢者が事故に遭うケースが多いことから、歩行環境シミュレーター等の安全教育資機材を有効に活用した交通安全教育を実施する。

項 目	(1) Save Silver（高齢者 事故の抑止）	種 別	③ 高齢歩行者の安全確保対 策
-----	-------------------------------	-----	--------------------

所管 福井県安全環境部（県民安全課）

1 反射材の普及啓発活動の推進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者および自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発を推進する。また、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会を開催する。

(1) 「ピカピカキャラバン隊」による広報活動

高齢者交通安全推進月間中に、高齢者が集まる全市町の病院やイベント会場等を訪問し、反射材貼付活動や交通安全広報活動を実施する。

(2) 反射材の着用を促す教室等の開催

夜間の歩行者や自転車の事故防止のため、交通安全教室等において、ゴーグルライトを活用し、反射材や自発光式ライト等の効果を訴え、着用を働きかける。

また、高齢者が多数利用する公民館や福祉施設、反射材普及協力店等において、反射材の貼付活動を実施するなど、反射材の普及啓発を図る。

2 「高齢者交通安全推進月間」における活動の推進

交通死亡事故が増加する秋口の9月を「高齢者交通安全推進月間」と指定し、各種広報啓発活動等を行うことにより、高齢者の交通事故防止を図る。

所管 福井県警察本部（交通企画課）

1 街頭における高齢者の保護誘導活動の推進

交通事故に遭う恐れのある高齢者に対して、街頭で反射材用品を貸与するなどして保護誘導活動および交通安全指導を推進する。

2 反射材の普及啓発活動

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者および自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

3 「高齢者交通安全推進月間」における活動の推進

交通死亡事故が増加する秋口の9月を「高齢者交通安全推進月間」と指定し、高齢者宅訪

問による指導や、高齢者体験型自転車交通安全教育等を実施する等、各種広報啓発活動を行うことにより、高齢者の交通事故防止を図る。			
項 目	(1) Save Silver (高齢者 事故の抑止)	種 別	④ 高齢者宅訪問による指導
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u> 日ごろ、高齢者と接する機会の多い民生委員等の福祉関係者をはじめ、地域の関係機関・団体等と協力し、高齢者宅の訪問指導等により事故防止に必要な知識の習得および安全行動の習慣付けを推進する。			
項 目	(1) Save Silver (高齢者 事故の抑止)	種 別	⑤ 高齢者体験型自転車交通安全教育の推進
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u> 運転免許を保有しない高齢者の自転車利用者に重点をおき、自転車シミュレーターによる高齢者自身の身体機能の低下の認識を促し、交通ルール・マナーの学習ならびに危険予測トレーニング等を行う体験型交通安全教室を開催する。			
項 目	(1) Save Silver (高齢者 事故の抑止)	種 別	⑥ 電動車いす利用者に対する交通安全教室
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u> 電動車いすを利用する高齢者に対しては、電動車いすのメーカー等で組織される団体等と協力し、購入時の指導・助言を徹底するとともに、安全利用に向けた交通安全教育の促進を図る。			
項 目	(2) Save Child (子どもの 事故抑止)	種 別	① 「子どもを見かけたらスロ ーダウン」の県民運動の推進
子どもが死傷する交通事故を防止するには、子どもを交通事故から守ろうという意識を高めるとともに、子ども自身の安全行動を促すことが必要であるため、「子どもを見かけたらスロ ーダウン」の県民運動等を展開する。 <u>所管 福井県安全環境部 (県民安全課)</u> 「子どもを見かけたらスロ ーダウン」の県民運動の推進 通学路や登下校時間帯に子どもを見かけた時には、その行動を十分確認するほか、不意な行動にも対応できるような安全な速度にスロ ーダウンする運動を展開することにより、交通事故の防止を図る。			

項 目	(2) Save Child (子どもの事故抑止)	種 別	② 家族ぐるみによる交通安全意識高揚対策の推進
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 家族ぐるみによる交通安全意識高揚対策の推進 あらゆる機会を通じて、子どもや保護者等が互いに交通安全を呼びかけ合うことにより、家族の交通安全意識が高まるうえ、交通事故防止につながる活動を積極的に実践することが可能となることから、家族の絆を効果的に活用した啓発イベント等の展開により、交通事故の防止を図る。			
項 目	(2) Save Child (子どもの事故抑止)	種 別	③ チャイルドシートの正しい使用の徹底
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 幼稚園、保育所において、一般社団法人日本自動車連盟とともに取付け講習会を開催し、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法についての広報啓発を図る。			
項 目	(3) Slow Down (ゆとりある速度での運転)	種 別	① 幹線道路等における見せる街頭啓発活動の推進
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 県内全域において統一行動日を設定し、速度違反取締りと連携した赤色回転灯による見せる一斉街頭活動を実施することにより、運転中の注意力の継続を促し、交通事故の防止を図る。 <u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 速度超過による事故を抑止するため、幹線道路において見せる街頭啓発活動を展開するとともに、交通事故発生状況に応じた速度違反の取締りを実施し、ゆとりある速度での運転を実践する「スロードライブ」意識の定着を図る。			
項 目	(3) Slow Down (ゆとりある速度での運転)	種 別	② 交通安全実践事業所による交通事故抑止活動の推進
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 県内の民間企業・団体から募集した交通安全実践事業所において、「従業員への交通安全教育」、「家族への交通安全の呼びかけ」、「地域での啓発活動」などの交通安全活動を職場ぐるみで推進することにより、交通事故のない「安全で安心な福井」の実現を目指す。			

項 目	(3) Slow Down (ゆとりある速度での運転)	種 別	③ 速度違反の取締り (再掲)
<u>所管 福井県警察本部 (交通指導課)</u> 交通事故実態や地域の要望等に基づき、重大事故に直結する著しい速度超過違反の取締りを強化する。 また、幹線道路を重点に速度違反自動取締装置の整備を図る等、効果的な指導取締りを推進する。			
項 目	(3) Slow Down (ゆとりある速度での運転)	種 別	④ 道路の特性に応じた速度抑制対策の推進 (再掲)
<u>所管 福井県警察本部 (交通規制課)</u> 実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、速度規制の引上げ、規制理由の周知等と計画的に推進するとともに、生活道路における速度抑制対策を積極的に推進する。			
項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	① 自転車安全教育の推進
<u>所管 福井県警察本部 (交通企画課)</u> 学校等と協力して、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進するほか、高齢者、主婦等にも対象を拡大して、自転車シミュレーターを活用した交通安全教室や自転車大会の参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。 また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す運転者に対する教育を推進する。			
項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	② 高校生を対象とした自転車安全利用講習会の開催
<u>所管 福井県安全環境部 (県民安全課)</u> 高校生を対象とした自転車安全利用講習会を開催し、自転車利用者が加害者にも被害者にもなり得ることの理解を深めることにより、自転車乗用中の高校生が当事者となる交通事故の減少を図る。 また、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、自転車乗車時のヘルメットの着用促進を推進する。			

項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	③ 自転車利用者に対する交通ルールの周知
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 地方公共団体や学校、自転車関係事業者等が互いに協力し、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、児童・生徒のほか高齢者、主婦等の幅広い自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。また、地域交通安全活動推進委員、交通指導員等と協働で街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。 さらに、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果等についての広報啓発活動するほか、幼児・児童をはじめ高齢者や中学・高校生など幅広い自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を促進する。			
項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	④ 自転車の安全性の確保
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の点灯の徹底と自転車の側面等への反射材用品の取付け促進など、自転車の被視認性の向上を図る。			
項 目	(4) 自転車の安全利用の推進	種 別	⑤ 自転車保険の普及啓発
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面を有していることから、自転車の正しい乗り方について広報・啓発を行うとともに、被害者の救済に資することを目的とする自転車保険（ＴＳ保険※等）の普及を図る。 ※ ＴＳ保険 …自転車を安全に利用してもらうための制度で、自転車安全整備士が自転車を点検、整備して道路交通法上の普通自転車として確認をしたときに貼られるＴＳマークに付帯される傷害および賠償責任保険			
項 目	(5) 全席でのシートベルト等着用の徹底	種 別	① 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 自動車乗車中の死亡事故において、シートベルト非着用者が高い割合を占めていることから、シートベルト・コンビンサーを活用した体験型交通安全教室や式の交通安全県民運動等の機会を通じて、シートベルトの正しい利用方法についての広報啓発に努める。			

項 目	(5) 全席でのシートベルト等 着用の徹底	種 別	② チャイルドシートの正しい 使用の徹底（再掲）
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 幼稚園、保育所において、一般社団法人日本自動車連盟とともに取付け講習会を開催し、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法についての広報啓発を図る。			
項 目	(5) 全席でのシートベルト等 着用の徹底	種 別	③ 旅客事業者に対するシート ベルトの着用啓発
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 高速バス・タクシー等における乗客のシートベルト着用について、関係事業者等を通じて推進する。			
項 目	(6) 継続・効果的な交通安全 啓発の推進	種 別	① 安全運転支援アプリの利 用促進
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> スマートフォン用安全運転支援アプリの機能や効果等を周知するほか、企業・団体での利用を促進することにより、自動車運転中の注意力保持や安全運転意識の高揚を図り交通事故防止に努める。			
項 目	(6) 継続・効果的な交通安全 啓発の推進	種 別	② 飲酒運転の根絶に向けた 規範意識の確立
飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育および広報啓発を推進するとともに、酒類提供飲食店等と協力してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、「飲酒運転を許さない社会環境づくり」を進める。 <u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> ハンドルキーパー運動の定着 仲間と自動車で酒類を提供する飲食店等へ行く場合には、事前に飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるというハンドルキーパー運動を推進する。 <u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> 自動車運送事業者に対する点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付けにより、自動車運送事業者における飲酒運転ゼロを推進する。			

項 目	(6) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	③ 四季(春・夏・秋・年末)の交通安全県民運動の推進
-----	----------------------	-----	----------------------------

所管 福井県安全環境部（県民安全課）

県民一人ひとりに交通安全意識の高揚を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を促すため、四季の交通安全県民運動を行い、市町、関係機関・団体等と協力した継続的な活動を推進する。

運動の時期は、春、秋の全国交通安全運動に加え、夏、年末の北陸三県統一交通安全運動を継続して展開する。

運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、事故実態等に基づいた交通安全運動の重点等について広く県民に周知し、県民参加型の交通安全運動として実施する。

また、運動の効果等を検証することにより、一層効果的な運動が実施されるよう努める。

運動の名称	実 施 期 間
春の交通安全県民運動	4月6日～4月15日 (平成31年は5月11日～5月20日)
夏の交通安全県民運動	7月21日～7月30日
秋の交通安全県民運動	9月21日～9月30日
年末の交通安全県民運動	12月11日～12月20日

所管 福井県総務部（広報課）

県民の交通安全思想の高揚および地域における交通安全活動の実施を呼びかけるためテレビ、ラジオ、新聞、その他の媒体により効果的な広報を推進する。

媒体	事業名	委託先	摘要	備考
テレビ	おはようふくいセブン まちかど県政 〃 ほっとふくい	福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株) 福井放送(株) 福井テレビジョン放送(株)	7:00～ 7:30(毎週日曜日) 11:45～11:50(毎週日曜日) 16:55～17:00(毎週日曜日) 17:00～17:15(毎月第1・3土曜日)	2 回 程度
ラジオ	ふくい元気通信 県政スポット	福井放送(株) 福井エフエム放送(株)	10:20～10:30(毎週月・水・金曜日) 10:35～10:40(毎週 3・5 土曜日) 8:45～8:53(毎週金曜日) (※…生番組のため、時間が多少変わる場合あり)	2 回 程度
新聞	福井県からのお知らせ	(株)福井新聞社 (株)日刊県民福井 中日・朝日・毎日・読売・産経	毎月1日・15日 ※中日・朝日・毎日・読売・産経は年20回	2 回 程度
広報誌	県政広報ふくい	(株)福井新聞PRセンター	年12回 280,000部発行	1 回 程度

項 目	(6) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	④ 交通死亡事故多発警報等の発令中における取組み強化
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 一定期間に交通死亡事故が多発した場合は、交通死亡事故多発警報等（※）を発令し、市町、関係機関・団体が相互に協力して、道路情報板や広報車等による広報活動、交差点等における街頭活動、交通指導取締りの強化等、交通死亡事故抑止のための緊急対策を推進する。 ※ 交通死亡事故多発警報等 …交通死亡事故が一定期間に集中して発生した場合に、知事が発令する。 （交通死亡事故多発警報、高齢者交通死亡事故多発警報、非常事態宣言） ・ 警報等発令の基準 - 交通死亡事故多発警報 …１０日間で、５件以上の交通死亡事故が発生したとき。 - 高齢者交通死亡事故多発警報 …１０日間で、歩行中または自転車乗用中の高齢者が死亡する交通事故が３件以上発生したとき。 …１０日間で、高齢運転者が第１当事者となる交通死亡事故が３件以上発生したとき ・ 警報の期間 原則として１０日間			
項 目	(6) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	⑤ 国体開催を契機とした交通ルール遵守・マナーアップ広報の推進
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通安全に関する広報については、ラジオ、新聞、ホームページ・メールマガジン等のインターネット、町内会を通じた広報等により、広く県民に周知できるよう効果的に行う。			
項 目	(6) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	⑥ 「交通死亡事故０（ゼロ）の日」における活動の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 月ごとに過去最も死亡事故が発生した日を「交通死亡事故０（ゼロ）の日」とするほか、平成３０年に開催予定の「福井しあわせ元気国体２０１８」に向け、良好な交通マナーで県外者を迎えることを呼びかける日として、毎月１日を「交通ルール遵守・マナーアップの日」として設定し、県民一人一人が交通安全を自らの問題としてとらえ、日常生活の中で交通ルールの遵守・交通マナーの向上を実践するように、通学時間帯や薄暮時における街頭監視活動、交通指導取締り、交通安全広報車による広報など各種交通安全啓発活動を推進する。			
項 目	(6) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	⑦ 「高齢者交通安全推進月間」における活動の推進（再掲）
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通死亡事故が増加する秋口の９月を「高齢者交通安全推進月間」と指定し、各種広報啓発活動等を行うことにより、高齢者の交通事故防止を図る。			

項 目	(6) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	⑧ 交通安全県民大会の開催・功労者等の表彰
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通安全県民大会を開催するとともに、交通安全活動に功労のあった個人・団体の表彰を行うことにより、より多くの県民に交通マナーの向上と事故防止を呼びかけ、交通安全活動の一層の活性化を図る。			
項 目	(6) 継続・効果的な交通安全啓発の推進	種 別	⑨ 民間団体等の主体的活動の推進
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成および諸行事に対する援助ならびに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を支援する。 また、福井県交通対策協議会（交通安全対策を実施する行政・民間団体の組織）において、定期的に連絡協議を行い、福井県の交通安全対策を推進する。 さらに、市町交通指導員、シルバー交通安全推進員等の交通ボランティアに対しては、研修会の開催等により、その主体的な活動を促進する。			
項 目	(7) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	① 幼児に対する交通安全教育の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 幼児に対しては、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度の習得を促すとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能および知識の習得を促進する。 幼稚園・保育所・児童館等においては、家庭および関係機関・団体等と連携・協力しながら、日常の教育・保育活動のあらゆる機会を捉えて、交通安全教育を計画的かつ継続的に実施する。 特に、効果的な交通安全教育を実施するため、紙芝居や視聴覚教材を利用する等、分かりやすい教育に努めるとともに、教職員等の指導力の向上を図る。 また、幼児に対する交通安全教室は、可能なかぎり、保護者など家族や地域の高齢者等の参加を促し、家庭・地域における交通安全意識の向上を図る。			
項 目	(7) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	② 児童に対する交通安全教育の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 児童に対しては、歩行者および自転車の利用者として、道路を通行するために必要な技能と知識の習得を促すとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めることに努める。 小学校においては、家庭および関係機関・団体等と連携・協力を図り、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味および必要性等について交通安全教育を実施する。 また、教職員等を対象とした研修会を開催し、小学校における交通安全教育を効果的に実施する。 児童に対する交通安全教室は、児童の保護者が模範的な行動をとり、歩行中・自転車乗用中等実際の場面で、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者など家族や地域の高齢者等の参加を促し、家庭・地域における交通安全意識の向上を図る。			

項 目	(7) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	③ 中学生に対する交通安全教育の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 中学生に対しては、歩行中をはじめ、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識の十分な習得を促すとともに、自己の安全はもとより、他の人々の安全にも思いやりを持った配慮ができるようになるよう努める。 中学校においては、家庭および関係機関・団体等と連携・協力を図り、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。 また、教職員等を対象とした心肺蘇生法も含めた研修会を開催し、中学校における交通安全教育を効果的に実施する。			
<u>所管 福井県教育庁（スポーツ保健課）</u> 中学生・高校生が自ら命を守る安全な行動ができるよう、保健体育や道徳、学級活動・生徒会活動・学校行事等の特別活動、総合的な学習の時間を利用して、交通安全教室を開催する等、交通安全教育の推進を図る。 P T A等と連携を図り、定期的な街頭交通安全指導の実施、自転車安全利用五則の周知徹底を行い、中学生・高校生の交通マナー向上を図る。			
項 目	(7) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	④ 高校生に対する交通安全教育の推進
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 高校生に対しては、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に二輪車の運転者および自転車の利用者として安全に道路を通行するため、必要な技能と知識の習得を促すとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することに努める。			
項 目	(7) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑤ 成人に対する交通安全教室
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 成人に対しては、自動車等の安全運転の確保の観点から、主として免許取得時および免許取得後の運転者の教育を行う。 免許取得後の運転者教育は、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、交通安全関係団体および事業所における安全運転管理者等が行う交通安全教育を中心として行い、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能および技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図る。 また、各種交通安全教室、四季の交通安全県民運動時等のあらゆる機会を通じて、走行中の携帯電話使用およびシートベルト非着用等の危険性について、具体的違反・事故事例を取り上げるなどして周知徹底を図る。			

項 目	(7) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑥ 障害者に対する交通安全教育
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 交通安全のために必要な技能および知識の習得を促すため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じた交通安全教育の推進に努める。 障害者に対する交通安全教育の実施に当たっては、身近な場所における教育機会の提供、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努める。			
項 目	(7) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑦ 外国人に対する交通安全教育
<u>所管 福井県警察本部（交通企画課）</u> 我が国の交通ルールに関する知識の習得を促すことに努める。 定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努める。また、外国人を雇用する事業者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。			
項 目	(7) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑧ 安全運転の確保
安全運転を確保するために運転者教育の充実に努め、運転者の能力や資質の向上を図る。 また、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進および自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を推進するための取組みを進める。 <u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> <u>福井労働局（労働基準部監督課）</u> 1 自動車運送事業者等の行う安全対策の充実 労働基準法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等の履行および運行管理等の徹底を図るため、重大事故を発生させた事業者および新規参入事業者等に対する監査を徹底し、また、関係機関合同による監査・監督を実施することにより、不適切な事業者に対しては再発防止のための指導とともに厳正な処分を行う。 また、関係行政機関相互の連絡会議の開催および指導監督結果の相互通報制度等を活用することにより、事故防止等の対策強化を図り、さらに、事業者団体等を通じて安全確保対策の指導に努める。 2 運輸安全マネジメントの推進 企業全体に安全意識を浸透させ、より高い水準での安全を確保するため、自動車運送事業者が経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築するとともに、その実施状況を自動車運送事業者に対して国が評価する運輸安全マネジメント評価を着実に実施することにより、更なる輸送の安全の確保を図り、また、これに必要な人材の育成を図る。 3 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等 県貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者の利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク事業）を促進する。 4 事故情報の多角的分析の実施 事業用自動車の事故に関する情報の充実に努めるため、自動車事故報告規則（昭和26年運			

輸省令第104号)に基づく事故情報の収集・分析に加え、自動車運送事業に係る交通事故要因分析のための情報収集・分析を充実強化する。また、交通労働災害防止のため、自動車運転者の適性な労働時間等管理、走行管理、健康管理等を図らせる。

さらに、自動車運送事業者が乗務員への安全教育の充実を図るための方策について検討を行う。

5 運行管理者等に対する指導講習の充実

自動車運送事業の運行管理者等に対する次の講習について、充実強化を図るとともに、視聴覚教材の活用等により効果的に実施し、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。

- (1) 運行管理者の管理能力の向上を図る「一般講習」
- (2) 新たに運行管理者になろうとする者に対し、基礎的な知識を習得させる「基礎講習」
- (3) 有責事故を惹起したり行政処分を受けた事業者の運行管理者に対し、資質の向上と事故等の再発防止を図る「特別講習」

6 「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づく取組みの強化

事業用自動車については、事故件数、死者数ともに自家用自動車に比べて減少の歩みが鈍く、また、飲酒運転等の社会的影響の大きい事故についても自家用自動車に比べて減少幅が小さい状況である。

そのような現状を受け、中部運輸局および関係団体においては、平成21年3月、①10年間で死者数を半減、②10年間で人身事故件数半減、③飲酒運転ゼロの目標を設定し、「事業用自動車総合安全プラン2009」として各種政策について取り組んでいくことを決定したところであり、今後、PDCAサイクルを活用し、この取組みを推進していく。

所管 福井県警察本部（交通企画課、交通指導課、運転免許課）

1 企業等における安全運転管理等の強化

(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

企業等における自主的な安全運転管理の推進および安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、各種運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所の一掃を図る。安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

さらに、事業活動に伴う交通事故防止を一層推進するため、先進安全自動車、映像記録型ドライブレコーダー、安全運転の確保に資する車載機器等の普及に向けた働き掛けに努める。

(2) 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度の十分な活用とともに、自動車の使用者等による過積載運転、過労運転等の下命・容認事件に対する自動車の使用制限命令の迅速・適正な執行により、再犯の防止を強化する。

2 運転者教育の充実

(1) 運転者教育の効果的推進

運転者教育の充実を図るため、最近の交通事故の年齢層別・事故類型別の特徴等を踏まえた上で、常に教育方法・内容等の見直しを行い、受講者がその意義をより強く感じられるような運転者教育を効果的に推進する。

(2) 自動車教習所における教習の充実

各種研修等を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなどの立入検査の結果に基づいた指導による教習水準の維持・向上を促進する。

(3) 各種講習の充実

ア 運転免許取得時講習の充実

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習および普

通旅客車講習)を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。

イ 更新時講習の充実

優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、受講者の態様に応じた特別学級の編成、講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実および講習施設と資機材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

(4) 運転免許を取得した者に対する再教育の推進

運転免許を取得した者に対する再教育を実施している自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての自動車教習所等の機能を充実強化する。

(5) 二輪車運転者教育の推進

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実および技能検定制度の適正な運用を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用、福井県指定自動車教習所協会が行う原付安全運転講習に対する支援等により二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

3 適正な運転免許行政の推進

(1) 県民の利便を考慮した業務の推進

運転免許業務の機械化・IT化による合理化やコース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大を図るなど、県民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。

(2) 危険な運転者の早期排除

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施する。

(3) 新たな高齢者講習制度の導入並びに準中型免許の新設の円滑な施行

平成29年3月12日に施行が予定されている、新たな高齢者講習制度の導入並びに準中型免許の新設等を内容とする平成27年の改正道路交通法の円滑な施行に向け、広報啓発活動の推進、認知機能検査および準中型技能試験の実施体制の整備、教習所に対する指導等計画的な準備作業を行う。

4 被害者等対策

項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	① 救助体制の整備・拡充
<u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> 交通事故に起因する救助活動の増大および事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を推進する。			
項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	② 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
<u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> <u>福井県健康福祉部（地域医療課）</u> 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、消防部隊の組織的な活動が期待でき、応援部隊を迅速に投入できる消防指令業務の共同運用の検討など、連絡体制の整備および救護訓練の実施等、集団救助・救急体制の整備を推進する。 また、大規模災害時や事故などの現場に急性期（４８時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム（災害派遣医療チーム：DMAT）の体制を整備する。			
項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	③ AED（自動対外式除細動器）の使用を含めた心肺蘇生法等応急手当の普及啓発活動の推進
<u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> <u>福井県健康福祉部（地域医療課）</u> 救急現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）設置の促進および、消防機関等が行うAEDの使用を含めた応急手当について講習会の実施等、普及啓発活動を推進する。 ・消防機関において実施する普通救命講習の受講人数 45,000人 また、平成30年度の「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」に備え、AEDの使用法により重点を置いた講習会を開催する。			

項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	④ 救命救急士の養成・配置等の促進
<u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> プレホスピタルケア（救急現場および搬送途上における応急処置）の充実のため、県内各消防本部の救急救命士を計画的に配置できるようその育成を図り、救急救命士の処置拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。 また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。 ・平成28年4月1日現在 救急救命士数 256人 （うち気管挿管救命士数 202人） （うち薬剤投与救命士数 234人）			
項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	⑤ 高規格救急自動車等の整備
<u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> 救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。			
項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	⑥ 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実
<u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> 複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員および救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進する。 ・消防学校における救急救助関係教育訓練受講人数 56人（平成27年中）			
項 目	(1) 救助・救急体制の整備	種 別	⑦ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備
<u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> 高速自動車国道における救急業務については、道路管理者と関係市町等が協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。 北陸自動車道福井県消防連絡協議会が北陸自動車道総合防災訓練を実施する。 <u>所管 中日本高速道路(株)・西日本高速道路(株)</u> 高速道路における救急業務を適切かつ効率的に行うために、市町など関係機関とともに消防訓練を実施する。 北陸自動車道と舞鶴若狭自動車道において、救急業務を実施する市町に対し、財政措置を講じて、救急業務体制の充実を図る。			

<table><tr><th colspan="4">機 関 名</th></tr><tr><td colspan="4">嶺 北 消 防 組 合 消 防 本 部</td></tr><tr><td colspan="4">福 井 市 消 防 局</td></tr><tr><td colspan="4">鯖 江 ・ 丹 生 組 合 消 防 本 部</td></tr><tr><td colspan="4">南 越 消 防 組 合 消 防 本 部</td></tr><tr><td colspan="4">敦 賀 ・ 美 方 消 防 組 合 消 防 本 部</td></tr><tr><td colspan="4">若 狭 消 防 組 合</td></tr></table>				機 関 名				嶺 北 消 防 組 合 消 防 本 部				福 井 市 消 防 局				鯖 江 ・ 丹 生 組 合 消 防 本 部				南 越 消 防 組 合 消 防 本 部				敦 賀 ・ 美 方 消 防 組 合 消 防 本 部				若 狭 消 防 組 合			
機 関 名																															
嶺 北 消 防 組 合 消 防 本 部																															
福 井 市 消 防 局																															
鯖 江 ・ 丹 生 組 合 消 防 本 部																															
南 越 消 防 組 合 消 防 本 部																															
敦 賀 ・ 美 方 消 防 組 合 消 防 本 部																															
若 狭 消 防 組 合																															
項 目	(2) 救急医療体制等の整備	種 別	① 症状に応じた救急医療機関体制の整備と救急医療体制情報の提供																												
<u>所管 福井県健康福祉部（地域医療課）</u> 必要とされる医療を適切に提供するため、初期・二次・三次の医療施設が下記の機能を分担し、連携する体制を推進する。 1 「救急病院等を定める省令」に基づく救急病院および救急診療所数 (平成 28 年 4 月 1 日現在) <table><tr><td>救急告示病院</td><td>38</td></tr><tr><td>救急告示診療所</td><td>16</td></tr><tr><td>計</td><td>54</td></tr></table> 2 休日および土曜日夜間の救急医療体制の確立のために、主に初期救急としての在宅当番医制事業、2次救急としての病院群輪番制病院事業、3次救急としての救命救急センター事業を実施する。 (平成 28 年 4 月 1 日現在) <table><tr><th>事業名</th><th>医療機関</th></tr><tr><td>在宅当番医制事業</td><td>11 医師会等</td></tr><tr><td>病院群輪番制病院事業</td><td>(嶺北) 県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井勝山総合病院、福井大学医学部附属病院、福井総合病院、公立丹南病院 (嶺南) 市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院</td></tr><tr><td>小児救急医療支援事業</td><td>(嶺北) 県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院 (嶺南) 市立敦賀病院、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院</td></tr><tr><td>救命救急センター事業</td><td>県立病院救命救急センター、杉田玄白記念公立小浜病院救命救急センター</td></tr></table>				救急告示病院	38	救急告示診療所	16	計	54	事業名	医療機関	在宅当番医制事業	11 医師会等	病院群輪番制病院事業	(嶺北) 県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井勝山総合病院、福井大学医学部附属病院、福井総合病院、公立丹南病院 (嶺南) 市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院	小児救急医療支援事業	(嶺北) 県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院 (嶺南) 市立敦賀病院、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院	救命救急センター事業	県立病院救命救急センター、杉田玄白記念公立小浜病院救命救急センター												
救急告示病院	38																														
救急告示診療所	16																														
計	54																														
事業名	医療機関																														
在宅当番医制事業	11 医師会等																														
病院群輪番制病院事業	(嶺北) 県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井勝山総合病院、福井大学医学部附属病院、福井総合病院、公立丹南病院 (嶺南) 市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院																														
小児救急医療支援事業	(嶺北) 県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院 (嶺南) 市立敦賀病院、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院																														
救命救急センター事業	県立病院救命救急センター、杉田玄白記念公立小浜病院救命救急センター																														
項 目	(2) 救急医療体制等の整備	種 別	② 救急医療情報システムの充実																												
<u>所管 福井県健康福祉部（地域医療課）</u> 救急医療施設の情報を収集し、救急医療施設の患者受入可否情報を周知するため、「福井県広域災害・救急医療情報システム」の充実を図る。 また、県民的確な救急医療機関の利用を促進するため、かかりつけ医から、初期・二次・三次救急医療機関等、医療機関に応じた救急医療体制の分かりやすい広報に努める。 ・ 福井県広域災害・救急医療情報システム事業 事業内容 福井県広域災害・救急医療情報システムの適切な運営を行う。																															

項 目	(2) 救急医療体制等の整備	種 別	③ 救急医療担当医師・看護師等の確保と教育・研修の充実
<u>所管 福井県健康福祉部（地域医療課）</u> 救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対して、救急患者の救命率をより向上させるために必要な研修の充実に努め、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。 看護師についても、救急時に的確に医師を補助できるよう養成課程における救急医療実習の充実に努めるとともに、養成課程終了後も救急医療研修を実施することにより、救急医療を担当する看護師の確保を図る。			
項 目	(2) 救急医療体制等の整備	種 別	④ 救急関係機関の協力関係の確保等
<u>所管 福井県安全環境部（危機対策・防災課）</u> <u>福井県健康福祉部（地域医療課）</u> 救急医療施設等への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連携体制の明確化を図る。 救急患者の救命効果の向上を図るため、救急車から病院へ心電図データを伝送し、心筋梗塞患者の発症から治療開始までの時間短縮を図るなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。 さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用を推進する。			
項 目	(3) 交通事故相談の実施	種 別	① 関係機関・団体との連絡調整の推進
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を図るため、日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター等との連絡協調を図る。			
項 目	(3) 交通事故相談の実施	種 別	② 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通事故相談所における相談業務の充実を図り、交通事故被害者等からの損害賠償、更生援護などの相談に対して必要な指導、助言を行い、福祉の向上を図る。 損害賠償手続の概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。			

項 目	(3) 交通事故相談の実施	種 別	③ 交通事故相談員の資質向上
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図る。			
項 目	(3) 交通事故相談の実施	種 別	④ 交通事故相談業務の周知
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、パンフレット等の積極的な活用等により、交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。			
項 目	(3) 交通事故相談の実施	種 別	⑤ 自動車損害賠償保障制度の充実等
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> 無保険（無共済）車両対策の徹底 自賠責保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における指導取締りおよび監視活動の強化等を行い、無保険車両の運行の防止を徹底する。			
項 目	(4) 被害者・遺族への支援	種 別	① 被害者支援関係機関・団体間の連携強化
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 犯罪被害者支援関係機関・団体が相互に連携を強化するほか、相談員等が一堂に会する研修会を開催して、さまざまな分野にまたがる犯罪被害者からの要望に的確に対応する。			
項 目	(4) 被害者・遺族への支援	種 別	② 交通遺児等に対する小・中・高等学校就学時の支度金の支給
<u>所管 福井県健康福祉部（子ども家庭課）</u> 交通災害等遺児就学支度金 交通災害等遺児の義務教育就学の安定を図るため、小・中・高等学校に入学する際、支度金を支給し、交通遺児等の福祉増進を図る。 事業費 3,840千円			

項 目	(4) 被害者・遺族への支援	種 別	③ 交通遺児等に対する無利子貸与等
<u>所管 福井県安全環境部（県民安全課）</u> 交通遺児等に対する育成資金の無利子貸付、自動車事故により重度後遺障害を負われ、在宅で介護を受ける方やその家族に対する介護料の支給および検査等での短期入院費用の一部助成等、自動車事故対策機構が行う被害者援護業務について積極的に広報するとともに、業務の充実を図る。			
項 目	(4) 被害者・遺族への支援	種 別	④ 犯罪被害者等基本法に基づく交通事故被害者等に対する各種支援の実施
交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れをまとめた「交通事故被害者の手引き」を活用し、交通事故被害者等の心情に配慮した取組みを推進する。 特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者に対しては、被疑者の検挙、送致状況等の連絡を適切に行う。また、死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分結果等についての問い合わせに応じ、適切な情報提供を図る。 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署の警察安全相談員、交通安全活動推進センター等により推進するとともに、関係機関・団体等との連携を図る。 <u>所管 福井県警察本部（交通指導課、交通企画課）</u> - 交通事故被害者に対する適切な情報の提供等 ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3か月以上の重傷を負った事故および危険運転致死傷罪に該当する事件の被害者およびその家族又は遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、交通事故被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した適切かつ確実な被害者連絡の実施等に努める。 また、交通事故被害者等から、交通事故の加害者に係る意見の聴取等の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合や交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者等から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には適切な情報の提供に努める。 - 交通事故被害者等の心情に配慮した相談活動の推進 「被害者の手引」の作成・配布等により、刑事手続きの概要の教示、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続の概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。 また、交通事故被害者等が適正な補償を迅速に受けるため、自動車安全運転センターから交通事故証明書発行に必要な事項について照会を受けた際は、迅速かつ正確な回答に努める。 - 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進 違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。 また、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し交通安全講習会等で配布することや、交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施し、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努める。 - 関係機関等との連携の強化 交通安全活動推進センターにおける、精神的被害者に対するカウンセリング等を含む交通事故に関する相談については、被害者支援に積極的に活用するとともに、精神的被害に対す			

るカウンセリング体制の充実を図るよう指導し、当該相談業務の円滑な実施が図られるよう支援措置を講じていく。

また、交通事故被害者等のカウンセリングを実施しているその他の機関とも連携の強化を図り、当該機関に関する情報を教示するなど、交通事故被害者等の精神的な支援の充実に努める。

項 目	(4) 被害者・遺族への支援	種 別	⑤ 公共交通事故被害者への支援
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> 公共交通事故による被害者等への支援確保のため、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口を設置し、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるための中長期にわたるコーディネーション(被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等)等を図る。また、関係者からの助言を受けながら、外部の関係機関とのネットワーク構築など、公共交通事故の被害者等への支援の取組みを着実に進めていく。			

第2章 鉄道・踏切道交通の安全

項 目	1 鉄道における交通の安全	種 別	(1) 鉄道交通環境の整備
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> 1 鉄道施設等の安全性の向上 鉄道施設の維持管理および補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。 また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。 さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。 2 運転保安設備等の整備 曲線部等への速度制限機能付き A T S 等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成 28 年 6 月までに完了しているが、これらの装置の整備については引き続き推進の拡大を図る。			
項 目	1 鉄道における交通の安全	種 別	(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> 運転事故の約 9 割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。			

項 目	1 鉄道における交通の安全	種 別	(3) 鉄道の安全な運行の確保
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局、福井地方気象台</u> 1 保安監査の実施 鉄道の安全な運行を確保するため、保安監査を通じて、鉄道交通の安全確保の適切な指導を行う。 鉄道事業者に対し、定期的に又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組みの状況、施設および車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等について適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 また、JR北海道問題を踏まえて2014年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種トラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。 2 運転士の資質の保持 運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。また、資質が保持されるよう、運転管理者および乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。 3 安全上のトラブル情報の共有・活用 鉄道事業者の安全担当者等を対象とした鉄軌道保安連絡会議を開催し、重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。 また、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。 4 気象情報等の充実 鉄道交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、気象警報・注意報・予報および津波警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の現象に関する情報の資質向上と適時・適切な発表および迅速な伝達に努める。 5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 鉄道事業者に対し、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、地震、津波、火山噴火等の自然現象についての気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理に反映させることで、鉄道施設の被害軽減および列車の安全運行に努めるよう指導する。 6 運輸安全マネジメント評価の実施 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。運輸安全マネジメント評価にて、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組みを的確に確認する。			
項 目	1 鉄道における交通の安全	種 別	(4) 救助・救急活動の充実
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進するよう指導する。 また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。			

項 目	1 鉄道における交通の安全	種 別	(5) 鉄道事故等の原因究明と再発防止																				
<u>所管 中部運輸局福井運輸支局</u> 1 兆候（鉄道重大インシデント）に関する原因究明調査の徹底 鉄道事故および鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査を迅速かつ的確に行うため、外部機関が有する分析機器や専門的知見等の積極的な活用のほか、過去の事故等調査結果を有効に活用するためのデータベースの整備等に努める。 2 事故防止のための研究開発の推進等 (1) 鉄道の安全対策については、事故防止のための研究開発を推進し、鉄道交通の安全性の向上に努める。 このため、交通安全環境研究所においては、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転などに関する新技術の評価とその効果予測に関する研究およびヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。また、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。 (2) 近年発生した鉄道の重大事故等を踏まえ、鉄道総合技術研究所が行う「車体構造の安全性向上の検討」のような安全性の更なる向上に資する技術開発等を推進する。																							
項 目	2 踏切道における交通の安全	種 別	(1) 踏切道の立体交差化および構造の改良の促進																				
立体交差化までに時間のかかる遮断時間の長い踏切等について、効果の早期発現を図るための構造改良を促進する。 <u>所管 中部運輸局福井運輸支局、鉄軌道事業者</u> 遮断時間が特に長い踏切道や主要な道路で交通量の多い踏切道等については、連続立体交差化等により、踏切道の除却を推進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設に当たっては、原則立体交差化を図る。 立体交差化までに時間のかかる遮断時間の長い踏切道等について、効果の早期発現を図るため各踏切の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良等を促進する。 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な安全対策を促進する。 <u>所管 福井県土木部（道路建設課）</u> 遮断時間が特に長い踏切等で、かつ道路交通量の多い踏切道が連坦している地区や等や、主要な道路との交差にかかわるもの等については、連続立体交差化等により、踏切道の除却を促進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設にあたっては、極力立体交差化を図る。 道路建設課所管の道路改築事業一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>事 業 量</th><th>事 業 費（千円）</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連続立体交差化</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>単独立体交差化</td><td>1 箇所</td><td>420,000</td><td></td></tr> <tr> <td>整理統廃合</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>1 箇所</td><td>420,000</td><td></td></tr> </tbody> </table>				項 目	事 業 量	事 業 費（千円）	摘 要	連続立体交差化	—	—		単独立体交差化	1 箇所	420,000		整理統廃合	—	—		合 計	1 箇所	420,000	
項 目	事 業 量	事 業 費（千円）	摘 要																				
連続立体交差化	—	—																					
単独立体交差化	1 箇所	420,000																					
整理統廃合	—	—																					
合 計	1 箇所	420,000																					

所管 福井県土木部（道路保全課）

交通量が多く、幅員の狭い踏切について、歩行者の通行の安全を確保するため、歩道拡幅等の構造改良を図る。

道路保全課所管の踏切にかかる交通安全事業一覧

項 目	事 業 量	事 業 費（千円）	摘 要
歩道拡幅	1箇所	253,000	
合 計	1箇所	253,000	

項 目	2 踏切道における交通の安全	種 別	(2) 踏切保安設備の整備および交通規制の実施
-----	----------------	-----	-------------------------

所管 中部運輸局福井運輸支局、鉄軌道事業者

3種、4種踏切については、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を考慮し、警報機や踏切遮断機の整備を行い、自治体と協議のうえ可能な限り1種化整備を行う。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

項 目	2 踏切道における交通の安全	種 別	(3) 踏切道の統廃合の促進
-----	----------------	-----	----------------

所管 中部運輸局福井運輸支局、鉄軌道事業者

踏切道の立体交差化、構造改良等に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況や回路の状況等を勘定して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについては統廃合を促進する。その他の踏切道についても同様に統廃合を促進する。

ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

項 目	2 踏切道における交通の安全	種 別	(4) その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
-----	----------------	-----	------------------------------

所管 中部運輸局福井運輸支局

緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況に応じた対策を重点的に推進する。

自動車運転者や歩行者等の踏切通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。

所管 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社）

1 踏切事故防止啓発活動

交通量が多い踏切、踏切支障件数が多い踏切、緊急対策踏切に指定された踏切など、事故のリスクが高い踏切道において、所轄警察署の協力のもと、下記期間を利用して、踏切事故防止に関するリーフレットや備品を配布し、併せて事故防止に対する声かけなど啓発活動を実施する。

- ・春の全国交通安全運動実施に伴う啓発活動の推進（実施済：４月６日～４月１５日）
- ・秋の全国交通安全運動実施に伴う啓発活動の推進（予定：９月２１日～９月３０日）
- ・弊社独自の踏切事故防止キャンペーンの実施（予定：１１月１日～１１月１０日）

2 各教育機関や公共機関との連携

踏切道における事故防止を目的とした効果的な対策並びに、踏切道におけるトラブル遭遇時の対処方法について紹介し、意見交換を行うことで正しい知識を普及する。

3 映像媒体資料の活用

西日本旅客鉄道株式会社が作成した、踏切事故防止啓発資料（DVD に収録された動画）を、高齢者医療介護施設などへ配布し、高齢者を対象に踏切道の危険性と、トラブル遭遇時の対処方法について紹介する。